

いじめ防止基本方針

愛知県立刈谷東高等学校
定時制課程昼間

1 いじめの防止についての基本的な考え方

平成25年6月28日、「いじめ防止対策推進法」が公布された。さらに、それを受けて同年10月11日、文部科学省から「いじめ防止基本方針の策定について」が通知された。

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの生徒でも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たらなくてはならない。

学校は生徒にとって、教職員や周囲の友人との信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切である。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組まなければならない。また、実体験の乏しい生徒が、さまざまな体験活動等を通して人間的に成長できる取組の充実を図らなくてはならない。

このような思いで、本校定時制課程昼間は「いじめ防止基本方針」を策定した。

2 いじめ防止対策組織について

(1) 「いじめ・不登校指導会議」について

ア いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、「いじめ・不登校指導会議」が組織として対応する。

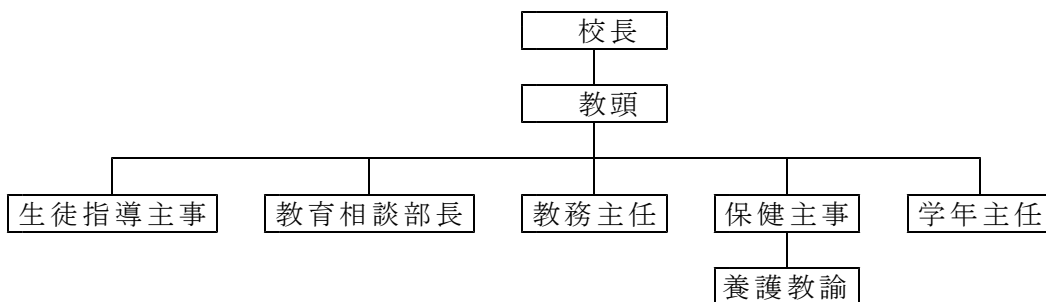
イ 本会議の構成員

校長、教頭、生徒指導主事、教育相談部長、教務主任、保健主事、学年主任、養護教諭

ウ 指導・支援班

本会議が、事案に応じて、適切な教員等を成員とする指導・支援班を決定し、実際の対応を行わせる。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切な成員で対応できるよう柔軟に班を組んで対応する。

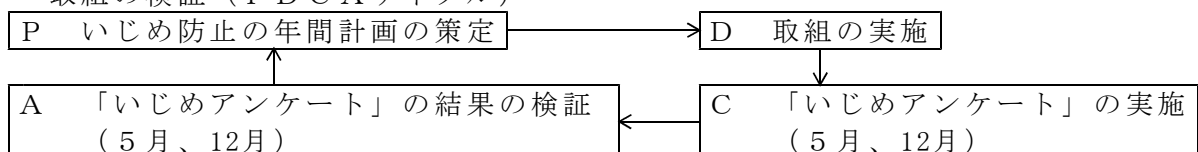
【組織図】 「いじめ・不登校指導会議」



※事案によって構成員を柔軟に変える。必要に応じて外部の専門家と連携をとる。

(2) 「いじめ・不登校指導会議」の役割と機能等

ア 取組の検証（P D C A サイクル）



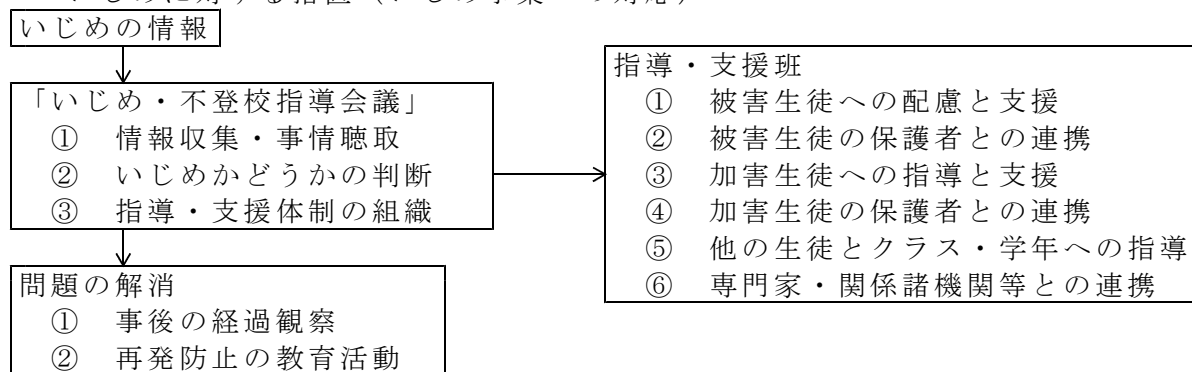
イ 教職員への共通理解と意識啓発

- (ア) 年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- (イ) 「いじめ・不登校指導会議」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- (ウ) 現職研修で、「いじめ」をテーマとした講話や事例研究会を実施する。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

- (ア) 「いじめ防止基本方針」及び「いじめ・不登校指導会議の自己評価」「学校関係者評価」の結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。
- (イ) 本館棟相談室前の廊下に「意見箱」（鍵付き）を設置し、生徒がいじめや悩みについて、学校に伝えられるようにする。「意見箱」設置については、全校生徒に周知する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



オ 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「いじめ・不登校指導会議」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組について

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。
- ウ 授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。
- エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。
- イ 「いじめ・不登校指導会議」の定例会議（年2回）を開き、問題を抱える生徒について情報共有を図り、いじめの早期発見に努める。
- ウ いじめを認知、又はいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ・不登校指導会議」に報告をし、組織的に対応する。
- エ 定期的な「いじめアンケート調査」（年2回）の実施や教育相談の充実を図る。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校指導会議」で組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家・関係機関等との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見逃ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。

4 取組の年間計画

月	未然防止・早期発見の取組	「いじめ・不登校指導会議」の動き	保護者・地域との連携
4	・合格者オリエンテーション・年度初めの全校集会等で指導（生徒指導部） ・担任面談	・職員への基本方針・生徒の変化の把握等を周知徹底	・合格者オリエンテーションで保護者に指導方針を連絡（生徒指導部）
5	・「いじめアンケート」の実施（生徒指導部）	・「いじめアンケート」の集計と分析	・地域・地区の生徒指導関係の連絡会で情報交換（生徒指導部）
6			・保護者会で情報交換（担任）
7	・球技大会・夏山体験学習における観察と全体指導（第1学年）	・定例会議	・地域・地区の生徒指導関係の連絡会で情報交換（生徒指導部）
8			
9	・担任面談		・地域・地区の生徒指導関係の連絡会で情報交換（生徒指導部）
10	・体育大会・文化発表会・修学旅行（第2学年）・校外学習（第1・3・4学年）における観察と全体指導		
11			・地域・地区の生徒指導関係の連絡会で情報交換（生徒指導部）
12	・人権啓発講座による全体指導（生徒指導部） ・「いじめアンケート」の実施（生徒指導部）	・「いじめアンケート」の集計と分析	・保護者会で情報交換（担任）
1		・定例会議	・地域・地区の生徒指導関係の連絡会で情報交換（生徒指導部）
2	・卒業生を送る会における観察と全体指導	・自己評価と改善点等の検討	・学校関係者評価委員会の評価
3			

※「未然防止・早期発見の取組」「『いじめ・不登校指導会議』の動き」は、常に生徒の人間関係や生活の様子に気を配り、何か気づけばすぐに対応をする。